

VI. 計画の推進に向けて

1. 関係者の役割分担

① 大田区

区は自転車等駐車対策協議会の事務局として、関係機関・団体との調整、連絡を行います。
自転車等駐車場に関連した対策を推進するために、条例、規則等の改正を進めます。
自転車等駐車場の改善、増設、新設を進め、利用者の利便性向上に努めます。
自転車等駐車場の整備について、道路管理者や鉄道管理者と連携を図りながら推進します。
自転車走行環境の整備について、整備目標、路線選定、整備指針などの計画案を作成します。
交通管理者や関係団体等とともに、自転車利用者をはじめとする区民に対し、交通ルールやマナーの向上に向けて、啓発活動・行事、パンフレットの配布等あらゆる機会を捉えて交通安全啓発を推進します。

② 道路管理者（国・都・区）

関係者と連携し、良好な自転車走行ネットワークを形成するため、自転車走行空間の整備に関する事業を推進します。
交通管理者と協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めます。
自転車等の駐車需要の著しい又は著しくなることが予想される地域において、自転車等駐車場の設置に努めるものとします。
自動車からの自転車に対する視認性の確保等に配慮し、街路樹等と安全な自転車走行空間が共存するように努めます。

③ 国

国に対しては、自転車法の定めにより、区が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするよう関係機関・団体を通じて求めていきます。

④ 交通管理者

「自転車総合対策推進計画」に基づき、自転車等利用者に対して必要な指導・取り締まりを積極的に行っていくとともに、関係機関・団体と連携して交通安全啓発活動を推進していきます。
良好な自転車交通網を形成するため、必要な交通規制を適切に実施します。
適正な道路利用の促進を図るため、道路管理者と協力して、自転車の通行する道路における放置車両・物件の排除等に努めます。

⑤ 鉄道事業者

鉄道駅周辺の自転車等駐車場の設置を目的に、区や道路管理者との協力体制を築き、事業の調整、自主整備・運営、鉄道用地の譲渡、貸し付け等の措置を講じるなど、積極的に協力します。
駅前広場等の良好な環境を保持するため、区や道路管理者等が行う自転車等の整理、放置自転車等の撤去や啓発活動などに協力します。

⑥ 駐車需要発生施設

ア) 商業施設等（小売店、飲食店、遊技場、健康増進施設、学習施設（学校を除く。）等）

附置義務対象施設については、自転車条例に基づいた自転車駐車を整備します。

附置義務対象外施設においても、利用者のための駐車場等を設置するように努めます。

イ) 金融機関、公益的施設（官公署、図書館、集会施設等）、病院・診療所

附置義務対象施設については、自転車条例に基づいた自転車駐車を確保します。

附置義務対象外施設においても、利用者のための駐車場等を設置するように努めます。

区から協力を求められたときは、自転車等駐車場や自動車駐車場の業務時間外の開放等に向けて努力します。

ウ) 集合住宅設置者・管理者

入居者のために必要な規模の自転車等駐車場を設置します。

入居者に対し、公共の場所に自転車等を放置せず自転車等駐車場を利用するよう案内に努めます。

⑦ 商店会（商店街連合会）

区や道路管理者が行う、自転車等の放置防止対策に協力します。

区や警察が推進する自転車押し歩き運動に積極的に協力します。

利用者のための自転車等駐車場を設置するように努めます。

特にコンビニエンスストア、遊技場（ゲームセンター、パチンコ等）、カラオケ店、学習塾などは、自転車の利用者が比較的多く集まるため、個々の店舗でも駐車場を設置するように努めます。

道路上の違法な看板掲示や、商品の陳列等の防止に努めます。

⑧ 自転車等販売店

自転車等の販売に携わる者はルール及びマナーを学び、販売時に購入者へルール・マナーの内容と遵守の重要性を正しく説明します。

販売時等に、自転車等の取り扱い方法、定期点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録や自転車保険の加入を推奨していきます。

自転車の点検及び修理業務の充実に努め、自転車等利用者の相談窓口となるよう努めます。

⑨ 教育関係者

ア) 学校など（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）

児童・生徒、学生等（保護者を含む）のための自転車等駐車場を設置するように努めます。

児童・生徒、学生等（保護者を含む）への自転車利用ルール・マナーの教育を推進します。

イ) 交通安全教育の関係団体（交通安全協会等）

区、交通管理者等と連携して、一般区民等に対する交通安全教育、特に自転車に係るルール・マナー、自転車の正しい走行方法等の教育に努めます。

⑩ 自治会・町会

区や道路管理者が行う、自転車等の放置防止対策に協力します。

区や交通管理者と連携し、交通安全啓発活動を推進していきます。

⑪ 自転車等利用者(区外者も含む。)

自転車等の利用では、自転車等駐車場を利用するなど、放置自転車とならない置き方を心がけます。

自転車も車両であるとの認識をもって正しい乗り方を実践し、交通ルールやマナー、自転車安全利用五則を守ります。

自転車の購入時での防犯登録や自転車保険の加入、二重施錠の励行など安全対策を進めます。

自転車等を適期的に点検、整備し、自転車等車両による事故を防ぎます。

⑫ 道路通行者（自転車等利用者を除く。）

ア) 自動車運転者

ルールとマナーを児童・生徒、学生等(保護者含む)のための遵守し、歩行者、自転車、その他の車両に危害を及ぼさないよう駐車場を設置するよう安全な通行に努めます。

道路上において、自転車等の円滑な通行に支障となる駐車をしないよう努めます。

イ) 歩行者

歩道に普通自転車通行指定部分があるとき又は自転車が歩道の車道寄りの部分を通行できるときは、できるだけこれらの部分を避けて通行するように努めます。

車道や自転車道を横断するときは、自らの安全を守るため通行する車両等に十分注意して横断します。

2. スケジュール

次ページより、各施策の実施スケジュールを示します。

計画期間の中間期(概ね平成28年度)に整備計画の見直しを行う予定です。

表の見方

表の見方		
P	D	C・A
施策の計画 (PLAN) を行い ます。	計画に基づき整備 などの施策を実施 (DO) します。	検証・評価 (CHECK) を行い、必要に応じて 改善・見直し (ACTION)を行います。

1) とめる（自転車等駐車対策）

(年度)		25	26	27	28	29	30	31	32
1. 自転車等駐車場の整備促進									
1-1 公共自転車等駐車場の整備									
1-1-1	区が進める自転車等駐車場の整備		D		C・A	P		D	
1-1-2	鉄道事業者等の関係者と連携した駅前公共用自転車等駐車場の整備		D		C・A	P		D	
1-1-3	民間自転車等駐車場の育成・支援		D		C・A	P		D	
1-2 施設等自転車等駐車場の整備促進									
1-2-1	商業施設、事業所等の附置義務制度		D		C・A	P		D	
1-2-2	附置義務対象外施設への対応		D		C・A	P		D	
2. 区営自転車等駐車場の利用促進									
2-1 運営・管理形態の改善									
2-1-1	管理・運営形態の改善	P	D		C・A	P		D	
2-1-2	設備改善による効率性、利用者サービスの向上		D		C・A	P		D	
2-1-3	民間事業者活用の拡大	P	D		C・A	P		D	
2-2 利用申し込み制度の見直し									
2-2-1	利用申し込み方法の簡素化、公平化	P	D		C・A	P		D	
2-3 料金体系の見直し									
2-3-1	駐車場の有効活用につながる料金設定、適正で公平な料金設定の実現	P	D		C・A	P		D	
2-3-2	利用目的に対応した料金制度の導入	P	D		C・A	P		D	
2-3-3	割引制度等の導入	P	D		C・A	P		D	
3. 放置防止対策									
3-1 適切な放置禁止区域の設定									
3-1-1	放置禁止区域の設定の見直し		D		C・A	P		D	
3-1-2	放置禁止区域の周知方法の見直し		D		C・A	P		D	
3-2 効率的な撤去返還システムの構築									
3-2-1	問合せ窓口の一元化	P	D		C・A	P		D	
3-2-2	撤去保管所の近接地での確保	P	D		C・A	P		D	
3-2-3	撤去手数料の見直し	P	D		C・A	P		D	
3-3 放置の抑止									
3-3-1	自転車等駐車場への案内誘導		D		C・A	P		D	
3-3-2	景観・環境に考慮した抑止方法の検討		D		C・A	P		D	
3-3-3	徒歩や他の交通機関の利用促進等		D		C・A	P		D	

2) はしる（自転車走行環境の整備）

(年度)		25	26	27	28	29	30	31	32
1. 自転車走行環境の整備									
1-1 自転車ネットワーク路線の設定									
1-1-1	自転車ネットワーク形成の考え方		D		C・A	P		D	
1-1-2	ネットワーク路線の抽出方法		D		C・A	P		D	
1-1-3	自転車ネットワーク候補路線図		D		C・A	P		D	
1-2 自転車走行空間の整備手法									
1-2-1	整備形態の基本的な考え方		D		C・A	P		D	
1-2-2	単路部の断面構成		D		C・A	P		D	
1-2-3	特殊部における通行空間の基本的考え方		D		C・A	P		D	
1-2-4	サイン計画	P	D		C・A	P		D	
1-2-5	管理・運用	P	D		C・A	P		D	
1-3 整備の進め方									
1-3-1	整備手順について		D		C・A	P		D	
1-3-2	地域、関係機関等との連携		D		C・A	P		D	

※「はしる(自転車走行環境の整備)」の各項目においては、それぞれの考え方や手法に基づき整備を進めることを「D(実施)」としています。「C・A(評価・見直し)」後は、その結果に基づき「D(実施)」することとします。

3) まもる（自転車のルール・マナーの啓発）

(年度)		25	26	27	28	29	30	31	32
1. 教育の推進									
1-1 模範運転の励行・指導者の育成									
1-1-1	模範運転の励行	D			C-A	P	D		
1-1-2	指導者の育成	D			C-A	P	D		
1-2 自転車安全利用に関する教育の推進									
1-2-1	年代別の交通安全教育の実施	D			C-A	P	D		
1-2-2	交通安全運転教室修了証制度など	D			C-A	P	D		
1-2-3	実践的な手法を取り入れた教育の充実	D			C-A	P	D		
1-3 放置させないルール・マナーの教育									
1-3-1	職場体験学習の実施	D			C-A	P	D		
1-3-2	交通安全教室での教育	D			C-A	P	D		
2. 啓発活動の推進									
2-1 啓発内容の明確化									
	啓発内容の明確化	D			C-A	P	D		
2-2 身近な啓発活動の推進									
2-2-1	自転車指導員による啓発活動	D			C-A	P	D		
2-2-2	商店街・大規模小売店舗との連携	D			C-A	P	D		
2-2-3	自治会・町会との連携	D			C-A	P	D		
2-2-4	商店街等における自転車押し歩きの推進	D			C-A	P	D		
2-2-5	公共交通機関等との連携	D			C-A	P	D		
2-2-6	自転車販売店等との連携	D			C-A	P	D		
3. 広報活動の推進									
3-1 ルール・マナーのポスター等の掲示									
3-1-1	自転車の安全利用	D			C-A	P	D		
3-1-2	自転車等放置防止	D			C-A	P	D		
3-2 区報などによる定期的な情報提供									
3-2-1	区報・ケーブルテレビによる情報発信	D			C-A	P	D		
3-2-2	ホームページの充実	D			C-A	P	D		
3-3 自転車に関するマップ等の作成									
3-3-1	自転車走行に関するマップ	P	D		C-A	P	D		
3-3-2	自転車等駐車場マップ	D			C-A	P	D		
3-3-3	事故情報の提供・周知	D			C-A	P	D		

大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画
【概要版】

平成 25 年 3 月



大田区都市基盤整備部
都市基盤管理課